

意見書

平成23年4月4日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だいひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
経営企画部 企画調整室  
電話番号：  
メールアドレス：

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に関する意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

検証結果案		意見
(2) 第二種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>注視すべき機能として、パケット着信機能とIMEI通知機能を追加すべきとの指摘(意見29)について</p> <p>パケット着信機能は、MVNO網からのパケット通信の開始を可能とする機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、M2M端末の呼び出し等、端末の能動的な制御が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。</p> <p>IMEI通知機能(以下「端末情報提供機能」という。)は、通信中の端末の種類・個体を識別する番号(IMEI)をMVNO網へ通知する機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、端末種類別の帯域制御等、端末ごとの異なるサービス提供が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。</p> <p>したがって、パケット着信機能及び端末情報提供機能については、二種指定ガイドラインにおいて「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとする。</p>	<p>・競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)において、パケット着信機能、IMEI通知機能が「必要性・重要性の高いサービスに係る機能である」とされた点については、当社としても異論があるものではありません。</p> <p>・一方で、当社は、パケット着信機能、IMEI通知機能については、接続事業者からの要望を受け、接続約款に則り、現時点においてもまさに適切に協議を行っているところであり、このような状況下で「注視すべき機能」と位置づけられた場合、事業者間協議における自由な合意形成に支障が生じる可能性があることから、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にある通り、「事業者間の協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」観点からは、少なくとも協議を意図的に遅延させるなどの事態がない限り、協議を実施している最中に「注視すべき機能」に位置づけることは極力控えるべきと考えます。</p> <p>・なお、「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010年度)」における当社の再意見でも申し述べたように、そもそもアンバンドルとは、網の基本機能として接続料で回収しているものを個別に切り出して提供するものであり、例えば、レイヤ2接続におけるパケット着信機能、IMEI通知機能のように、当社の網の基本機能として備わっていない機能の提供は、アンバンドルではなく、新たな開発要望と位置付けられるべきものと理解しております。</p> <p>・「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においては、「接続に必要なシステム開発等の費用については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべき」とありますが、上記のような接続事業者が要望する機能の提供形態を実現するための新たな開発に係る費用については、その全額を接続事業者が負担すべきものであることを明確にさせていただきたい。</p>

以上